

# サンリッチ伊東特定施設入居者生活介護等運営規程

## 第1条（本規程の目的）

介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設等」という)の運営に当たって、特定施設入居者生活介護利用契約書(以下「利用契約書」という)第3条の規定により、指定特定施設等の事業の運営について重要な事項を定めるものであり、株式会社伊豆の里（以下「事業者」という。）がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

## 第2条（運営の方針）

サンリッチ伊東（以下「施設」という。）の理念は「諸規則の範囲において、必要なときに必要なサービス提供を心がけていく」こととします。

2 指定特定施設等は、利用者(指定特定施設等の利用契約者をいう。)に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供します。

3 施設が提供する指定特定施設等のサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知等の内容に沿ったものとします。

4 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。

5 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下「特定施設等サービス計画」という。)を作成し、利用者の同意のもとに実行します。

6 利用者及びその家族の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し予め利用者及びその家族の同意を得て取り扱うものとし、個人情報の保護に関する法律の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

## 第3条（従業者の職種、員数及び職務内容）

指定特定施設等の提供に当たる従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

### （1）管理者 1人

管理者は、施設の運営を総合的に調整し、利用者本位のサービス提供が行われるよう施設の業務を統括する。又、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとします。

### （2）生活相談員 1人以上

利用者又はその家族からの日常生活全般にわたる相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。なお、員数は常勤換算方法で、利用者の数が

100又はその端数を増すごとに1人以上とします。

(3) 看護職員（看護師又は准看護師） 2人以上

看護職員は、利用者の日常的な健康管理を行い、緊急を要する場合には主治医又は協力医療機関へ連絡し、適切な対応を図るものとします。

なお、員数は、利用者の数が30人を超えない場合には、常勤換算方法で、1人以上とします。利用者の数が30人を超える場合には、常勤換算方法で、先程の1人に利用者の数が30人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上とします。

(4) 介護職員 14人以上

介護職員は、利用者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話をを行うものとします。

なお、看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、指定特定施設等の要介護と要支援2の利用者数に、要支援1及び要支援2の利用者1人を0.3人と換算して合計した総利用者数の数が3又はその端数を増すごとに1人以上とします。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能維持訓練を担当します。

(6) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1人以上

介護支援専門員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設等サービス計画を作成するものとします。なお、員数は、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準とします。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1人

利用者の献立、食事指導などを担当するものとします。

(8) 事務員 必要数

必要な事務を行うものとします。

(9) 調理員 必要数

管理栄養士又は栄養士の指示に基づき、利用者の食事を調理するものとします。

(10) 清掃員 必要数

施設の清掃全般を担うものとします。

#### 第4条（入居定員及び居室数）

入居定員は100名、居室数は85室とします。

#### 第5条（指定特定施設等のサービス内容）

指定特定施設等における「介護保険給付対象サービス」と「介護保険給付対象外サービス」の内容は別添の「介護サービス等の一覧表」等に示します。

## 第6条（利用料及びその他の費用の額）

指定特定施設等の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要支援認定又は要介護認定に伴う確認書」に示します。

## 第7条（権利擁護）

利用者の人権尊重の理念のもとに、利用者の生活のことや財産管理は、利用者自らの意思で決定することを尊重します。ただし、事理判断能力が困難な利用者には、可能な限りの援助を行うものとします。

- 2 必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図るものとします。

## 第8条（苦情相談）

利用者及び家族等からの苦情に対しては、苦情解決責任者・苦情受付担当者を設け苦情処理にあたります。

- 2 利用者及び家族等から苦情があった場合には迅速かつ適切な対応をするものとします。
- 3 利用者及び家族等からの苦情に対して、市町村が行う調査に対し協力するとともに助言を受けた場合は努めて改善するものとします。
- 4 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応するものとします。

## 第9条（余暇活動）

管理者、生活相談員、介護支援専門員、及び介護職員は、利用者の読書、音楽その他の娯楽及び慰安設備の充実に努め、旅行などを適宜実施する等余暇の活用に努めていきます。

## 第10条（一時介護室及び介護居室に移る場合の条件及び手続）

利用者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約書第6条の規定に従うとともに以下に従って行います。

### ①一時介護室及び介護居室で介護等を行う場合

利用者が一時的に介護等が必要になったとき、一時介護室又は介護居室における介護がより適切であると判断した場合、必要に応じて医師の意見を聴き、利用者又は家族等の意思を確認のうえ、一時介護室又は介護居室にて介護させていただきます。

### ②居室の住み替えの場合

一般居室から一時介護室又は介護居室への住み替えが必要となった場合には、利用契約書第6条の規定に従い、必要に応じて医師の意見を聴く他、6か月の観察期間を設けたうえ、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について利用者に説明し利用者の同意を得て、住み替えていただくことがあります。なお、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとします。

### **第 1 1 条（施設の利用に当たっての留意事項）**

施設の利用に当たっては、施設の管理規程の内「一般居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に従って対応していただきます。

### **第 1 2 条（緊急時等における対応）**

利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。

### **第 1 3 条（非常災害対策）**

非常災害が発生した場合、施設は「防災計画」に従い、利用者の避難等について適切な措置を講じます。

- 2 非常時に備え、定期的に避難訓練等を行います。利用者の方も参加して実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知器、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

### **第 1 4 条（事故発生時の対応）**

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、通常のサービス提供行為で事業者の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

### **第 1 5 条（衛生管理等）**

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（必要に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）を概ね6か月に1回以上開催又は所属長会議において開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 幅広い職種により構成するため各課の責任者が委員になるものとします。
- (3) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備するものとします。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- (5) その他感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は、設備等及び飲用水に衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- 3 事業者は、医薬品及び医療機器の適切な管理を行うものとします。

#### 第16条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 高齢者虐待を受けた利用者の保護のための施策に協力するものとします。
  - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（必要に応じてテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催又は所属長会議において開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
  - (3) 幅広い職種により構成するため各課の責任者が委員になるものとします。
  - (4) 虐待の防止のための指針を整備するものとします。
  - (5) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとします。
  - (6) 前（2）から（5）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
  - (7) その他的高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとします。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 第17条（その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項として、利用契約書において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従事者との雇用契約（誓約書）の内容とします。
- 4 この規程に定める事項の他に、指定特定施設等のサービスの提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 5 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

#### 付則

- この規程は、平成21年 2月25日より施行します。
- この規程は、平成21年 8月 1日より変更します。
- この規程は、平成23年 5月 1日より変更します。

この規程は、平成25年 8月 1日より変更します。

この規程は、平成30年 4月 1日より変更します。

この規程は、令和 3年10月 1日より変更します。